

議 事 録

会 議 の 名 称	第2回三田市まちづくり基本条例検証委員会
開 催 の 日 時	令和4年8月23日（火）15時30分～16時45分
開 催 の 場 所	三田市役所本庁舎3階302会議室
出席した委員の氏名	中瀬委員長、赤澤副委員長、味岡委員、清水委員、長岡委員（足立委員、奥田委員、長谷川委員は欠席）
出席した庶務職員の職及び氏名	西田総合政策部長、田中政策調整室長、山谷政策課長、大槻政策課事務職員
その他出席者	高木秘書広報課担当課長、足立デジタル戦略課長、平尾総務課長、前川人事課長、山下危機管理課長、奥原財政課長、古家協働推進課長、谷口人権共生推進課長、西脇障害福祉課長、井筒議事総務課長
傍聴者の人数	1人
議 題	三田市まちづくり基本条例の検証について
会 議 の 概 要 (結 論)	三田市まちづくり基本条例の施行状況について議論した。
公開・非公開の区分	公開
使用した資料	次第 資料3 三田市まちづくり基本条例検証シート 参考資料 「三田市まちづくり基本条例検証シート」質問・疑問事項等
連 絡 先	総合政策部 政策調整室 政策課 電話 (079) 559 - 5038 内線 (2240)

1 開会

- ・田中室長の司会により開会、配布資料の確認等

2 議事

- ・三田市まちづくり基本条例検証委員会規則第3条第1項の規定により委員長が議事を進行

(1) 三田市まちづくり基本条例の検証について

※審議対象：【資料3】1～12ページ、第9条～第33条

① 第3章第1節（【資料3】1～5ページ、第9条～第11条）

委 員：【資料3】1ページ、第9条（市民の情報発信と共有）、【参考資料】1ページ、No.1「地域版防災マップの作成」について、5年前の資料とほとんど内容が同じである。この間に何が進んだのかよくわからない。自らホームページを確認すると、地域版防災マップが掲載されていたので、この条の取り組みとして記載してはどうか。
また、同じくNo.2「避難行動要支援者制度」については、むしろ第45条（危機管理）でまとめた方が良くはないか。

所 管 課：地域版防災マップについては、市ホームページに掲載し、防災意識の高揚に努めている。地域版防災マップは、地域の皆様に作成をお願いしており、ホームページにも公表しているが、地域に密着していることから、自主防災組織への働きかけ等により意

識改革を図っている。指摘のとおり、記載内容に大きな変化はないが、一つ一つ地域と密着しながら作成している。

避難行動要支援者制度については、第45条（危機管理）においても記載しており、市としては、避難行動要支援者制度が重要な制度であると捉えていることから、重複した記載にはなるが、この条でも区・自治会が役員間で避難行動要支援者名簿を共有し、共助の取り組みを進める観点から記載している。

委員：地域版防災マップの作成については、令和3年度末で37地区が作成済となっているが、全体のどれくらいの割合か。

所管課：自治会179地区のほか、自治会がない地区も作成いただいております、一層の取組強化を認識している。37地区と記載しているが、実際には、地区の中で細分化して作成しているところもあり、全体で98枚のマップを作成いただいております。区域が大きい自治会には、小さな班単位でも作成いただくことで地域の中で身近に危険個所を確認していただいております。防災意識の高い地域から作成を進めており、少しずつ浸透し市全域に波及させていきたい。コロナ禍を受け、この2年間は作成数を増やすことができていないが、これからはしっかりと取り組んでいきたい。

委員：今の件に関連して、作成地区数を見ると少なく感じるかも知れないが、人口比で見ると相当作成されていると思う。ウディタウン4自治会のすべてが作成すると、それだけで約3分の1は人口的にカバーしていることになる。そうした記載があっても良いと思う。

所管課：参考にさせていただく。

委員長：【参考資料】1ページ、No.3「避難行動要支援者制度の運用状況」について、平成28年から令和4年で名簿登載者・情報共有同意者が減っているのはなぜかとの質問について、説明をお願いしたい。

所管課：全体として名簿登録者数が減少傾向にあるのは、家族のもとへの転出や施設への入所により登録が抹消されたことが主な要因として考えている。基本的なこととして、本人の同意がなければ、支援者への情報提供ができない制度であることから、同意者を増やすことを重視し、制度について丁寧に説明している。こうした結果、平成28年は56.8%であったものが、令和4年には62.7%と増加しており、全体的には情報を共有し地域で助けることができる方は増えていると認識している。

委員長：「避難行動要支援者制度」と「個人情報の保護」の関係については、前回5年前もかなり議論した記憶がある。

委員：本人同意による個人情報の共有である制度上、法的に問題はない。

委員：【資料3】1～2ページ、第9条（市民の情報発信と共有）の主な取組内容として、危機管理課、協働推進課の順に記載があることに違和感がある。

事務局：概ね組織順に掲載しているものであり、ご理解いただきたい。

副委員長：【資料3】2ページ、第10条（情報共有のための市議会及び市長等の責務）第1項において、情報の公開、提供に関する主な取組内容として総合計画を挙げているが、他にも取り組まれていると思う。自らが関わる「市政への市民参加推進委員会」での議論では、基本的な市民参加の手法に加え、若者を対象としたワークショップや子育て世代へのヒアリングなど、様々なバリエーションが年々増えてきていると思う。記載

量の問題はあると思うが、検証にはそうした取り組みの記載が必要だと思う。

所管課：指摘のとおりと認識している。記載量を理由にするつもりはないが、【資料3】の構成について若干コメントさせていただくと、主な取組内容を記載していることのほか、例えば、6ページ、第15条（市政への市民参加における市長等の責務）は、ただ今の指摘と重複する部分が多々あり、審議を円滑に進める観点から、中央の「所管課」欄において、「市政への市民参加推進委員会（政策課）」として第三者機関に別途確認評価いただいた部分を強調し記載している。そうした兼ね合いもあり、記述を簡略化した経緯がある。

委員：関連して、【参考資料】4ページ、No.18「総合計画の策定時の市民参加」において資料の提供をお願いしたが、【資料3】にも総合計画がどのような市民の参画を得て作成されたのか、もう少しまとめて記載すべきだと思う。

所管課：別途資料のとおり、第5次総合計画の策定コンセプト「共に創る」のもと、多くの市民参加の手法を採り入れた。【資料3】に本来記載すべきであると認識しており、次期5年後の検証には、しっかりと活かしたいと考えている。なお、本件については、【資料3】に記述がなくとも、別途資料をご確認いただき、検証の資料としてご活用いただきたい。

委員長：自らも第5次総合計画の策定に関わったが、コロナ禍によりリモートでの審議により総合計画を策定するといった初めての試みであった。こうした点を記載しても良いと思う。

所管課：総合計画審議会は、総勢35人の委員によるリモート開催で、すべてが試行錯誤の中での審議であった。ただ今の指摘は大事な点であると認識しており、議論経過として議事録に記載することはもとより、最終的には答申にもしっかりととりまとめたいと考えている。

副委員長：関連して、以前に別の委員会で議論した際に、当時はリモート開催等がない時代であり、こうした会議が平日夜間や日曜日の午前に開催した場合、子育て世代の参加ができないなど、もう少し様々な方々が様々な立場で参加しやすいように進めていこうと議論した記憶がある。リモート会議もコロナ対策だけではなく、遠方や体の不自由な方にとっても参加しやすい環境整備として取り組んだ点があるのであれば、検証の成果として記載しても良いと思う。

所管課：貴重な意見である。多様性の観点からも、あらゆる手法を使って市民参加手法の拡充を図っている。こうした取り組みの成果をまとめさせていただきたい。

委員：【資料3】3ページ、第10条（情報共有のための市議会及び市長等の責務）第1項における「オープンデータ」等の情報発信に関連して、情報難民といわれる方々への対応もきっちり行っていること、あるいは、デジタル化として様々な情報を発信していただいていることは非常にありがたいと思っている。自らの自治会でもLINEを使って情報発信を試みようとしているが、その際に必ず出てくるのがデジタル難民である高齢者への対応である。その対応に手間が増え、いつまでたっても進まないところがあり、解決に向けて高齢者への講習会などの実施を考えているが、市は単発的に講習会等を実施しているものの、それよりも地域に任せて講師を派遣するなどにより一段と浸透していくと考える。こうしたデジタル難民に対する取り組みがある

のであれば、記載していただくと良いと思う。

所 管 課：自治体DXの観点における項目の一つとしてデジタルデバイドの対応は重要であると
考えている。特に、高齢者はスマートフォンを持っているが使いこなせない方が多い
ことから、今後もスマートフォン教室等を展開するほか、民間事業者や学生等とも連
携していきたい。

委 員 長：高齢者側からのアプローチも必要かも知れない。若者の発想だけではなく、高齢者が
フォローしやすいツールを考えても良いと思う。

委 員：【参考資料】2ページ、No.6「政策広報」として、自らは「暮らしのガイドブック」を
古くなくても重宝している。3～5年に一度は改訂した方が良いと思う。

所 管 課：市ではこれまで第2版まで改訂してきたが、第3版は改訂しないとの判断をした。「暮
らしのガイドブック」は印刷から配布に至るまですべての経費を広告料で対応してい
る。紙媒体の印刷物について、本当に必要かどうかという点を踏まえ、「暮らしのガイ
ドブック」のあり方自身を検討していきたい。

委 員：参考までに、第11条（個人情報の保護）の規定は、国の個人情報保護法改正に伴い改
正が必要となる。

所 管 課：承知している。

② 第3章第2節及び第3節（【資料3】6～9ページ、第14条～第23条）

委 員：【資料3】6ページ、第14条（市民参加の環境整備）について、【参考資料】3ページ、
No.16において、5年前の検証時には、各種補助金の整理統合、包括的な交付金制度の
検討が課題とされていたが、その課題についてどうなったのか伺いたい。

所 管 課：回答にも記載のとおり、まず、「協働事業提案制度」について、平成29年度にスター
トし、平成30年度まで2年間運用したが、募集等の制度のあり方についてうまく機
能しなかった反省を踏まえ、昨年度から第三者機関に審議いただき、今年度4月から
新たな制度としてスタートした。その位置づけとして、市民活動に対する支援として
一つにまとめるとの方向性で進めている。関連して他の質問にもあったが、前回の制
度では、5件の募集に対し採択が1件であった。前回の制度では、市の部局と市民団
体との協働が前提であったことからハードルが高く、こうした点が機能しなかった要
因であることを踏まえ新たな制度を構築した。新たな制度では10件の応募があり、
第三者機関による審査の結果、9件を採用した。

次に、こうした市民活動に対する補助とは別に、地域に補助金や交付金を一括して支
出する包括交付金制度については、市民側と行政側の両面において改革を行う必要が
あると認識している。市民側に関しては、人と自然の博物館の先生方などの協力を得
ながら、地域内での計画づくりを進めており、こうした過程を踏まえながら、市民側
の自治力の向上を目指している。一方、行政側に関しては、様々な補助金をいかにし
て統合するのかといった課題があり、現在、「コミュニティ懇話会」の提言を受け、で
きる限り地域のニーズに応じた形で交付したいとの考えのもと、部局内で具体的な検
討を進めている状況である。

委 員：全体として検討中であると理解してよいか。

所 管 課：そのとおり。結論は出ていない。

- 委員：地域に対する包括的な交付金制度とは、地域のまちづくりの計画に対して補助するという方向に進みそうだということか。
- 所管課：計画に対して補助するのではなく、計画を策定し、地域（づくり）のあり方や自治のあり方を、地域の皆様に共有していただく中で、交付金に対する用途を地域の皆様に決めていただくといった仕組みを作りたいと考えている。
- 委員：そうすると、次の5年後の検証時には、何らかの制度ができているだろうと考えてよいか。
- 所管課：作っていきたいと考えている。
- 委員：自らの地域のように用意ができている地域もあるので、実験的に開始することも検討してはどうか。
- 副委員長：包括交付金制度は、自治会その他の団体に個別に交付していた補助金を、地域全体のために地域の方々が再分配するシステムであり、すべての団体が加入したまちづくり協議会があり、地域計画を策定し、住民合意が得られる状態でないと難しい。全体を見渡すと、まちづくり協議会・自治会の関係やこれまで仕組みを変更することに抵抗を感じることから、一気に制度化が進まないかと認識している。ただし、実績としてももう少し具体的にすべき点としては、2地域が地域計画を策定し、その計画をもとに始めようとしていることは強調すべきで、5年後には作っていると思うのではなく、今現在始めているという具体例を検証の材料として明記する方が良いと思う。
- 所管課：まちづくり協議会内の透明性や自ら徹底していく力を確保する必要がある。今の状態で包括交付金をすべての地域に交付すると、地域内で混乱することが危惧されることから、これを解消するためには透明性の確保が欠かせない。令和3年度は交付金の内訳を地域内の住民に公表することを実施したまちづくり協議会もある。こうした積み上げが包括交付金の配分化につながっていくと考え、地域との協議を進めている。
- 委員：【参考資料】5ページ、No.22「協働事業提案制度リニューアル」について、補足して説明すると、平成29年度にスタートし、応募5件に対し採択1件であったが、従前の制度では、先ほど所管課から説明があったとおり、必ず市の部署とパートナーを組まなくてはならないとした、市と市民との構図による連携の形であったが、まずもってマッチングが難しかった。また、人件費も対象としており良い制度であったのだが、その意図が伝わりにくかったことがこの結果につながっていると認識している。こうした経過を受け、一旦制度を停止することとしたものである。採択の1件については、新制度により今年度も応募があり、採択した団体で、今も熱心に活動いただいている団体である。不採択の4件については、当時の基準に適合しなかったが、そのうち、3団体は、新制度のもとでの門戸の広がりを受け、今年度に応募があった。分かりやすく、使いやすい制度になったのではと認識しており、こうした点を実績として記載すべきだと思う。
- 所管課：新制度では、10件の応募のうち、1件だけが不採択であったが、その理由は、市民だけではなく市外の方も対象としたこと、市民活動と営利活動とが曖昧な点が見受けられたことが挙げられる。
- 委員：敷居が高いと思われるので、もう少し簡易に使えるものがあるとありがたいと思う。例えば、都市部と農村部の交流に取り組んでいるが、相互の往来に多くの車を使用す

るよりもバスを借り上げられるとありがたいなど、ちょっとした普段の活動に使えるものがあると紹介して欲しい。本件のような制度の応募には、やはり相当の覚悟が必要だと感じる。

副委員長：ただ今の意見に関連して、総合計画策定時に議論したが、三田市の良さとして、既成市街地、農村部、ニュータウンがあり、ただ今のニュータウンと農村部の交流などは、それぞれの相乗効果を生み出す肝のように考えられる。率直な感想として、条例改正を促すものではないが、この条例では、全般的な印象として地域単位を中心に考えられており、地域間やコミュニティ間の視点は、今後の総合計画に基づくまちづくりを進めるうえにおいても必要になってくると思う。

委員：地域内コミュニケーションの支援はあるが、地域間コミュニケーションの支援が望まれる。

委員：【資料3】8ページ、第20条（地域コミュニティ）について、市民を主語とした規定であるにもかかわらず、主な取組内容には行政の取組内容が記載されている。市民がどのように取り組んだのかを実績として記載すべきだと思う。様々な市民の活動が行われており、こうした点も振り返れるような記載が必要だと思う。

同じく、第21条（協働の推進）における主な取組内容である「中間支援」について、市民活動推進プラザの役割が大変重要であると思う。同プラザの検証として、相談実績など動きが分かる情報を記載すべきだと思う。

所管課：1点目の市民の主体的な活動については、18組織あるまちづくり協議会の活動はそれぞれ異なっており、中でもゆりのき台まちづくり協議会では、住民グループからの提案により事業を実施する、手上げ方式による課題解決型の活動を展開されており、こうした点を記載すべきであった。

2点目の市民活動推進プラザについても、今後は、相談件数や講座回数など数値に基づく実績も記載させていただきたい。また市民活動推進プラザの重要性については今後更に大きくなっていく。そのため市民活動推進プラザが持つ従来のテーマ型団体のプラットフォームに加え、今年度からアウトリーチ手法により地縁型団体を巻き込んで機能充実を図り、テーマ型団体と地縁型団体をつなげ地域課題の解決を図っている。

③ 第4章及び第5章（【資料3】10～12ページ、第24条～第33条）

委員：【資料3】11ページ、第29条（執行機関としての市長等の責務）第2項の主な取組内容における「予算説明の状況」にある「三田市のわかりやすい予算」について、拝見したところ、46ページもあり読むのを諦めた。丁寧に記載されているのはわかるが、一般市民が内容を理解するのは難しいと思うので、例えば、予算に関する説明会などは実施しているのか伺いたい。

所管課：「三田市のわかりやすい予算」は、確かにページ数も多く、読みにくいかも知れないが、市の予算規模として一般会計だけで400億円～500億円あり、特別会計・企業会計を含め、網羅的に記載していることから、どうしてもある程度のボリュームは必要となる。市民の皆様への説明会は行っていないが、市政出前講座のメニューにあるので活用いただきたい。

- 委員長：市政出前講座は今実施しているのか、それともこれから実施するのか。
- 所管課：制度としては以前から実施している。しかしながら、内容的に硬い印象から申し込みがないのが現状である。
- 委員長：市民が分かりやすい用語解説から説明していただくとありがたい。
- 委員：【資料3】11ページ、第30条（人材育成）の主な取組内容のうち、「研修の実施状況」にある「資格取得助成制度」の具体例を確認したい。
- 所管課：防災士や秘書検定のほか、消防関係では電気関係の技術や予防検査に必要な資格などが挙げられる。
- 委員：大学院への通学支援制度はどうか。
- 所管課：防災関係のコースへの職員派遣や、関西学院大学司法研究科の聴講生としての受講が実績として挙げられる。
- 委員：デジタル関係の資格や研修の状況はどうか。
- 所管課：人事担当が進める人材育成とは別に専門性の高い分野については自治体DXを進めるうえで必要である。システムを導入するだけではなく機能を使いこなせる、もしくは新たな市民サービスを企画することができるようなデジタル人材が求められている。今年度からデジタル人材を育成するため、ツールを使いこなせる人材を増やす、考え方やデザイン志向を育成するような取り組みを開始した。
- 委員：LINEにも派遣していると承知している。
- 所管課：現在2年目である。
- 副委員長：関連して、根拠を明確に示す、統計分析ができる人材が求められる。これによりEBPMが実現できるし、ひいては市民が同じデータで判断ができ、同じ土俵で参加できるようなことが可能になる。
- 所管課：EBPMは、企画等を進めるうえで根拠が見える形となり有用である。また、データは保有しているが上手に活用できていないことが一番の懸念材料である。単純な一つのデータからの分析に加え、複数のデータを用いて複合的な分析をすることにより効率的・効果的な施策提案が可能になると考えているので、今後しっかりと取り組んでいきたい。
- 委員：【資料3】11ページ、第32条（法令遵守）の主な取組内容に記載のある「贈与等報告書」の件数が増えているのはなぜか。
- 所管課：職務以外で報酬を得た場合に届け出るものであるが、令和2年度は国勢調査があり多くの職員が指導員や調査員として統計調査に従事したこと、令和3年度はコロナ禍を受け看護師等が応援業務に従事したこと、これらが原因として考えている。
- 委員：「贈与等報告書」との名称に違和感がある。
- 所管課：条例で規定する用語を用いたものである。

(2) その他

特になし。

5 閉会

次回は、9月2日（金）15時30分から開催する。